

令和5年度第4回 熊本市地域包括支援センター運営協議会 議事要旨

- 1 日時 令和6年(2024年)3月19日(火)
- 2 場所 熊本市中央公民館7階ホール
- 3 出席委員 石橋敏郎、大道友美、田口慶治、田中弥興、長尾和好、藤井美千代、藤本雅士、松川あゆみ(五十音順、敬称略)
- 4 議事 (1) 中央4地域包括支援センター所在地及び名称の変更について
(2) 令和6年熊本市地域包括支援センター運営方針(案)
(3) 令和6年熊本市地域包括支援センター評価基準
(4) 介護予防支援業務担当件数の上限に関する委託料の取扱いについて
- 5 報告 (1) 令和5年度地域包括ケアシステム推進会議について
(2) 令和6年度からの地域包括支援センターに関する制度改正について
- 6 議事記録等(要旨)

- 議事 (1) 中央4地域包括支援センター所在地及び名称の変更について
(2) 令和6年熊本市地域包括支援センター運営方針(案)
(3) 令和6年熊本市地域包括支援センター評価基準

《事務局から説明》

○石橋会長

2025年、2040年と山が二つありますので、そうとう気合を入れてやらないと乗り越えられませんよ。人材の確保という厄介な問題もあるので、これから議論していきましょう。評価基準は国の方で作るのですよね。

○事務局

国の方で作成をして進めているところでございます。

○石橋会長

それに市の独自の評価も加えて作成をお願いします。この目的が地域包括支援センターの負担を軽減するためとなっているので、評価項目が多いとか、あるいはアウトカムの成果だから、成果を強調してそれに交付金をつけるやり方をすると、負担は増える一方になる。現時点でこれを議論しても抽象的になりますので、国の評価基準が出てから、次回の会議で議論をしましょう。

これはあくまでも負担軽減と言っている以上は、それに沿うような評価基準になってい

るかということが大事と考えています。

○事務局

国の評価基準に対して、熊本市であまり独自の項目を追加しないような形で考えていけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

○石橋会長

では、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

<了承>

議事（４）介護予防支援業務担当件数の上限に関する委託料の取扱いについて

《事務局から説明》

○石橋会長

介護予防ケアプランの担当件数を、原則１人当たり１か月で２０件に制限したのは相談業務に力を入れてほしいという趣旨でしたよね。そのような制限をしたら収入が減って困るじゃないかと言ったら、実態は、介護予防ケアプランの報酬が安いので、委託しようにも引受けてもらえない。その委託が出来ないから、結局、地域包括支援センターが担当すれば制限の２０件を超える。前の規定では、委託料を減額するというペナルティーみたいなものを科すということで、それはおかしいという話になる。ペナルティーを科すことは、今後は行わないということですよね。

○事務局

現状を見たときに、居宅介護支援事業所さんが積極的に介護予防支援を引受けていくような状況であればと思ったのですが、地域包括支援センターが委託したくても、自分たちで担当するしかない状況であるというような認識でございますので、今年度につきましては、ペナルティーというか、委託料の減額は行わない方針でいきたいと思っております。

○石橋会長

介護予防ケアプランの報酬を上げないと、この問題は解決しない。資料を見ますと超過件数が多いので実態は引き受けたがらない。そうすると根本的な解決が必要と考えています。

他にご質問や実態を知っておられる方はいますか。

○藤本委員

今、お話にあがった居宅介護支援事業所への委託というところは、回数の問題もありますし、人員不足が原因で受けたくても受けられない、対応が出来ないという状況もあるかと思います。後ほどお話があるということですが、直接の委託を受けられるような申請が3月8日締切りで終わっていると思いますが、特に所属法人がない独立型の居宅介護支援事業所においては、そもそもの定款を変えないといけないことや、直接委託に至るまでの金銭的な負担と委託を受けた場合とを天秤にかけた時に、どうしても負担が大きくなってしまいうところで、二の足を踏んでいるというようなお話を聞いておりますので、何かしらの委託料も含めて、その辺の支援が頂けたらなと思っているところです。

○石橋会長

他にございませんか。後でまた、ご質問等お受けいたします。では、報告(2)に移ります。

報告(2) 令和6年度からの地域包括支援センターに関する制度改正について

≪事務局より説明≫

○石橋会長

今までは地域包括支援センターがやっていた介護予防支援について居宅介護支援事業所が指定を受けて、独立して介護予防支援のみができるということですね。60法人程度の指定申し込みがきていると聞いています。これも介護予防支援費の金額によるので、40円増額になったとしても、直接担当したいという法人がどれだけあるのだろうかと思います。

結局、ケアプラン費用と一緒に、収益が上がらないと地域包括支援センターに戻ってくるようなことになりかねないから、ここは十分な説明を行わないといけないし、様子見をする法人が多いと思う。これはやってみないと分からない。

○事務局

市町村としてどのように居宅介護支援事業所と関わっていくのかというところで、まだ国の基準が出来てないので、我々としても4月早々にやるのは難しいと思っています。

国の基準を踏まえて市のルールを決め、各居宅介護支援事業所さんへの説明会を開催して、やっていただけたところにはやっていただくというのが、流れなのかなと思っています。よろしくお願いいたします。

○石橋会長

地域包括支援センターの職員配置については、今でも一定の要件緩和が行われている。

それをさらに緩和して、圏域の合併みたいなものですよね。隣と一緒にあって、それで人数を確保する。

そうはいっても今回の改正内容を見ると、今後も負担が増えるだろうから非常に難しいですよ。サービスの質の問題にもなる。国の説明をよく聞いてやっていきましょう。

これはいつから開始ですか。

○事務局

4月からの制度改正ではあるのですが、4番と5番につきましては熊本市としてはすぐに導入するつもりはございません。6番につきましては4月から可能ではございますが、実際に問題がない経営なのかどうかの線引きをして、認めていきたいと思っております。

○石橋会長

3職種の確保で、地域包括支援センターの人数を増やすという方向で検討していく方が正論ではないかと思う。人が足りないから少ない人数で良いということは難しいと思う。

○事務局

まさにそのように思っておりますので、我々としても簡単に導入するわけにはいかないと思っております。運営法人さんとお話をしていきながら、職員の確保が現実的に出来ないというところは、丁寧に話を聞いて対応していこうと思っております。

○石橋会長

あと報酬については、この程度の増額では人材確保に繋がるのか疑問に思います。

○事務局

われわれも同じ意見でございます。

○石橋会長

市に言っても仕方がないけれども、この改正、国がこの方向で行くということなので皆さんも注目しておいてください。これはやらないでほしいと反対することもできる。

市は、人員配置の緩和についてはまだやるつもりはないということなので安心しました。他にご質問やご意見等ありませんか。

○大道委員

身体拘束に関する記録の義務付けのところ、これは通所事業所や施設等だけの身体拘束のことですか。

○事務局

これまで、施設系サービスと通所系サービスは身体拘束に関する記録が義務付けられていたと思うのですが、令和6年度からはホームケアサービスにつきましても適用を拡大させるという流れでございます。

○大道委員

医療機関とは違うかと思うのですが、身体拘束は非常にシビアな問題で、病院ではきちりとした基準が決まっています、多職種によるカンファレンスを開催し、家族に同意書をいただくところまでしていました。家族に連絡することを義務付けるというように書いてありますが、言った、言っていない、聞いた、聞いていないということが起こらないか。それが原因となった医療的な問題も発生しないとも限らないというところもあります。やむを得ない緊急の場合の基準は何か、抑制をする場合、それから抑制を解除する場合の、多職種のカンファレンスや基準等、何かありましたら教えて頂きたいと思います。

○事務局

詳細まで把握していないところで申し訳ないのですが、厚生労働省の方で身体拘束に関する基準というものが作られておりますので、原則的にはそちらを参考にして頂けたらと思います。おっしゃるとおり身体拘束は行わないのが一番だと思いますし、やむを得ず行うということもなかなかないだろうと思っております。そういった基準につきましては地域包括支援センターにしっかりと説明し周知をしたいと思っております。

○大道委員

少人数でたくさんの方を担当されるのは非常に大変だと思いますけれども、基準があるのであれば、その項目に沿って、誰が判断等をしたかという記録がしっかりと残っていくと、例えば御家族から説明を求められた時に、預かる側の施設としても説明がつくのかなと思いました。

○石橋会長

新型コロナウイルス感染症がようやく下火になったかと思ったら今度は物価高で、食糧費、光熱費、ガソリン代が上がって事業所は苦しい状況が続いていますよね。何か先に希望が見えるようなものがないのかなと思います。

地域包括支援センターも含めて福祉事業所は厳しい状態が続いていて、新聞に事業所の倒産、閉鎖が続いていると出ていたけれども、あの報酬額では当然なのではないでしょうか。訪問介護事業所については大きな問題になると思いますよ。

地域包括支援センターは相談業務等もあり、単なるお世話だけではないので外国人労働

者というのは考えにくいですが、IT とかは入れやすいのではないかと思います。例えば、しゃべったことがすぐに記録できると楽になるし、訪問先で入力できれば事務所に戻って記録を作る必要もなくなりとても楽になる。そういうものにはお金がかかってもいいので是非とも導入していけば良いと思う。負担軽減につなげるにはそういうことしかないと思う。

次の会議は、国の基準が出てくる 6 月か 5 月になりますか。

○事務局

6 月の後半を予定しております。

今回の会議がこのメンバーでは最終回となります。次回は来年度の委員の改選をさせていただく形になりますので、委員の公募などを考慮しますと 6 月の後半になろうかと思っています。また各団体につきましては、委員の推薦をお願いできればと思います。よろしくお願い致します。

○石橋会長

地域包括支援センターの代表の方はこの委員に入っていますか。参考に地域包括支援センターの方の悩みを聞きたいのですが。

○事務局

ここは地域包括支援センターの運営が適正であるかを見る機関となりますので、委員には含まれていません。

オブザーバーとして参加が可能かどうか、検討してみようかと思っています。

報告（1）令和 5 年度地域包括ケアシステム推進会議について

≪事務局より説明≫

○石橋会長

これは各区からの提案が具体的で参考になると思います。移動手段の悩みは運転手もないし、タクシーも今は来ないから、これは深刻になるかと思っています。

中学生や高校生で親を介護しているヤングケアラーの問題は地域包括支援センターの担当になるのですか。

○事務局

市としましては今年度、こども局を設置しまして、ヤングケアラーをどう支援をしていくか検討しているところでございます。高齢福祉の部門にも協力依頼は来ています。

○石橋会長

予定時間になりましたので、資料を読んでいただきご意見ご質問等がありましたら直接、事務局をお願いします。6月の会議でまたお会いいたしましょう。